## 分別管理の法令遵守に関する経営者報告書

2021年3月31日

大起産業株式会社 代表取締役 大口博信 印

私たちは、大起産業株式会社の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項並びに関連法令・規則(以下「法令」という。)を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・金融商品取引法施行令第16条の15
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・平成 19 年 8 月金融庁告示第 56 条から第 58 号

私たちは、法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、2021 年 3月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証金を分別して管理する責任を有している。

私たちは、大起産業株式会社が法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確か めるための手続きを実施した。

この手続きの実施の結果、私たちは、2021 年 3 月 31 日現在において、大起産業株式会社が法令を遵守して、顧客資産を分別管理していたことを表明する。